

見本

登録会員様
登録会員ご家族様

公益社団法人 羽曳野市シルバー人材センター

シルバー人材センターの仕事等でケガ(事故)に遭われた場合の取扱について

シルバー人材センター(以下「センター」という。)の会員は、公益社団法人であるセンターの構成員であり、従業員ではありません。また、会員がセンターから提供された仕事につくことは、就職ではありません。

センターと発注者の間で契約した仕事を会員は、センターから引き受けて行うもので、発注者に雇われて働くものではありません。

したがって、会員と発注者・会員とセンターとの間には雇用関係が生じないので、労働基準法等の労働関係諸法規の適用はなく、労働者災害補償保険(労災保険)も適用されません。

そこで、センターでは「シルバー人材センター団体傷害保険」(保険料は、全額センター負担)に加入しており、会員は入会と同時に自動的にこの保険に加入していることとなります。

万一、センターの仕事等でケガ(事故)に遭われた場合は、この団体傷害保険の適用範囲内で会員は補償されることになります。

尚、この保険の概要および内容については、下記のとおりです。

記

1. センターの会員が、センターの仕事に従事(センター主催の技能講習会・定期総会を含む)しているとき、およびセンター主催の技能講習会、定期総会の通常経路での往復時(仕事先との往復時は除く)の事故等によって傷害を被った場合に、通院・入院・死亡等の程度に応じて保険金が支払われます。

保険請求についての事務手続きは、センター事務局が行いますので速やかに報告してください。

2. 治療費(医師等に支払う診療費、入院費、薬剤費等)および休業補償費を保証するものではありません。

3. 自宅作業中の傷害、無資格運転・酒酔い運転による傷害、自殺行為・犯罪行為・闘争行為による傷害、故意の事故、脳疾患・疾病または心神喪失、むちうち症・腰痛等他覚症状のないもの、就業先との往復時の事故については保険対象外となります。

4. 保険金額について

傷害等の程度	保険金額	保険適用期間および限度
死 亡	1,000万円	事故が原因で事故の日から180日以内に死亡したとき。
入 院	3,000円/日	事故が原因で事故の日から180日以内が対象となります。
通 院	2,000円/日	事故が原因で事故の日から180日以内で90回が限度となります。
後遺障害	等級により最高1,000万円	事故が原因で事故の日から180日以内に身体に後遺障害が生じたとき(後遺症の状態に応じて等級制)

承 諾 書		
このたび、貴センターに会員として入会の上は、前記事項を承諾し異議申し立ては致しません。		
日付は記載された日		令和●年●月●日
公益社団法人羽曳野市シルバー人材センター 理 事 長 殿		
入会される本人が書いてください。	会員本人 住 所 <u>羽曳野市野々上▲-▲-▲</u> 氏 名 <u>羽曳野 銀二</u>	印
家族さんが書いてください。 ※入会希望者の代筆はダメ	会員家族 住 所 <u>羽曳野市野々上▲-▲-▲</u> 氏 名 <u>羽曳野 花子</u> 続 柄 <u>妻</u>	印

同じ名字でも印鑑は別々のものを押印